

第1章

【問題1-1】④：(ア) 誤 (イ) 誤

- ア) 連結財務諸表と財務諸表がともに記載される。
- イ) 目論見書は投資者に直接交付されるが、有価証券届出書は内閣総理大臣に提出される。

【問題1-2】②：(ア) 正 (イ) 誤

- ア) 問題文の通り。
- イ) 連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合、個別のキャッシュ・フロー計算書を開示する必要はない。

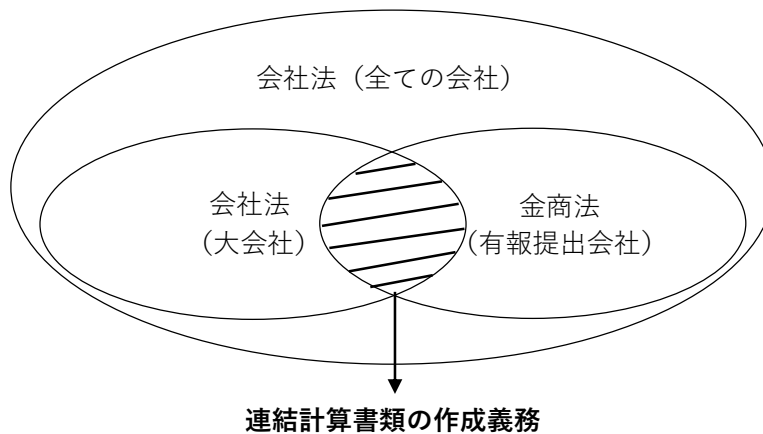
【問題1-3】③：イウ

選択肢のうち、会社法上の連結計算書類に含まれるのは「イ. 連結注記表」「ウ. 連結株主資本等変動計算書」の2つ。

会社法上の連結計算書類 に含まれるもの	金融商品取引法上の連結財務諸表 に含まれるもの
連結貸借対照表	//
連結損益計算書	//
連結株主資本等変動計算書	//
連結注記表	連結包括利益計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 連結附属明細表

【問題1-4】④：(ア) 誤 (イ) 誤

- ア) 包括利益計算書は金融商品取引法の規定により作成する必要があるものであり、会社法では作成する必要はない。
- イ) 連結計算書類の作成義務があるのは、金融商品取引法の規定により有価証券報告書を提出している会社、かつ事業年度末において会社法上の大会社に該当する会社。

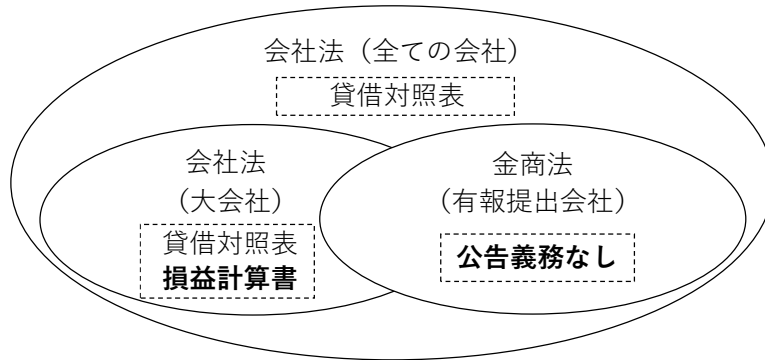


【問題1-5】①：（ア）正（イ）正

ア) 問題文の通り。

イ) 問題文の通り。

- * 計算書類のうち貸借対照表については、定時株主総会後に公告しなければならない。
- * 大会社の場合は貸借対照表だけでなく、損益計算書も公告しなければならない。
- * 金融商品取引法の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社には、公告の義務はない。



【問題1-6】④：（ア）誤（イ）誤

ア) 連結財務諸表提出会社が決算短信において個別財務諸表を開示するのは任意。

イ) 決算短信は金融商品取引「所」の自主規制の一環として開示が要求される書類。